

## <白根源小学校>

# 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取り組み
4. 早期発見の取り組み
5. 警察との連携
6. いじめへの対処
7. いじめの重大事態への対処
8. その他の留意事項
9. いじめ防止指導計画の作成

### 1. いじめ問題に対する基本的な考え方

#### はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行されました。この法は、いじめの防止等のための対策に関し、国、地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものであります。また、法第11条において、文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

近年、生徒指導をめぐる状況が大きく変化したことから、令和4年12月には「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂され、さらに令和6年8月には文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）が改訂され、それを受けて11月に「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」も改訂されました。

白根源小学校では、国、県及び市教育委員会の基本的方針や改訂された内容を反映させ、学校教育目標及び本校の方針を受け、いじめ問題に対し子どもの心に寄り添いながら、毅然とした態度で、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的に進め、適宜内容を見直しながら取り組んでいきます。

#### (1) いじめの定義

いじめを受けたと感じたこと（訴え）は、全て「いじめ」と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（法2条より）

具体的ないじめの態様（例）南アルプス市教育委員会 いじめの防止等のための基本的な方針より

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団に（よる）無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめとは、人間関係の中で心の絡み合い・すれ違いの中で起こることである。具体的・表面的に起こることはもちろん、心の内面に受けるものも捉えなければならない。

この視点に立ち本校では、いじめの定義を「いじめと訴えたもの」「いじめを受けたと感じたもの」はすべていじめと定義する。

## (2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下の特徴があることを十分に理解して、的確に取り組む。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。  
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。  
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な態様がある
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- ⑩ いじめは、いわゆる「けんか」「ふざけあい」も含め、背後にある事情を十分に調査せねばならない。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題や「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 2. いじめ対策の組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする(法第22条)。

本校は、「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策委員会に報告・共有する義務があることを改めて認識していきたい。

### (1) 「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該児童担任、(学年主任)、養護教諭、特別支援コーディネーター・他必要により関係者(PTA役員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、弁護士、警察、学校関係者評価委員等)法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応していく。

### (2) 「いじめ対策委員会」の役割

- 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。具体的には、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

を行う。

- いじめの相談・通報の窓口となる。いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・整理・記録して共有する。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する等、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。
- いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなる。
- 定例の「いじめ対策委員会」は、学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

### 3. 未然防止の取り組み

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことと考える。

そのために、すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」に取り組む。道徳教育の充実に努め、道徳的实践力を高めていく。また「居場所づくり」、「絆づくり」をキーワードに、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。

また、家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止にも取り組む。

今日的な課題の一つとして、性的マイノリティ（LGBT・性同一性障害）である児童に対して教育的配慮をするとともに指導する体制作りに取り組む。

### 4. 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が何より肝心である。そのために、日頃から教職員が児童との信頼関係を築き、児童の些細な言動や、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取り、児童が示す変化や危険信号を見逃さない姿勢が必要である。この観察を土台にし、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

早期発見のための手立て

- |              |                 |             |
|--------------|-----------------|-------------|
| ①日々の観察       | ②アンケート調査（学期末）   | ③Q-Uの実施と考察  |
| ④保健室の様子      | ⑤学習ノート、生活ノート、日記 | ④連絡帳        |
| ⑥本人からの相談     | ⑦個人面談（児童対象）     | ⑧周りの友達からの相談 |
| ⑨保護者からの相談    | ⑩個別懇談（保護者対象）    | ⑩地域の方からの情報  |
| ⑫カウンセラーからの情報 |                 |             |

### 5. 警察との連携

- 学校と警察は、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。学校として、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

## 6. いじめへの対処

### 基本的な考え

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を行う。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことを大前提とする。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- (1) いじめと思われる現象等を確認したり、相談等を受けたりした場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、早急にいじめをやめさせる。その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) いじめが解決したと判断する視点として
  - ①いじめに関する行為が止んでいる。いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月経過することを目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
  - ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。  
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 7. いじめの重大事態への対応

・いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（令和6年8月）文部科学省」により適切に対応する。

### (1) 重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。これには、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時を含む。

さらに、重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校は調査

の実施に向けて動き出す。

## (2) 平時からの備え

- ・年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、いじめを重大化させない取組を行う。また、重大事態発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておく。
- ・学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・校務分掌の生徒指導を中心に日常的・組織的に未然防止、及び各種事案に対応できる体制を確立する。学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行う。
- ・実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応する。
- ・いじめ対策委員会は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を行うための中核となる常設の組織である。管理職（教頭を中心）の判断により、生徒指導主任を中心に運営委員会・担任等の校内関係者で、組織的な体制を確立し、学校全体で事案の対応及び経過観察を行う。解消に向けて継続的に対応を行う。また、法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行い、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担う。
- ・学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童生徒・保護者が法第23条第2項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、迅速に市教育委員会に相談を行うことができるよう連携体制を整える。
- ・「学校いじめ対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。
- ・学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できるようにする。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

## (3) 重大事態発生時

- ・重大事態発生時には、まず対象児童生徒・保護者との情報共有を行うことが特に重要であり、学校において窓口となる担当者を決め、連絡が途切れないようにする。
- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・必要に応じて市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して相談を行い、支援を依頼する
- ・

## (4) 資料の収集・保存

- ・学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかることが求められる。調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため、また、対象児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一

定期間が経過した後、「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、5年とする。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を5年とする。

#### （5）調査組織の設置

市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。その組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。そして調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。具体的には、「源小学校学校生活調査検討委員会」を立ち上げる。この委員会の構成員は、校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主事・全学年主任・担任等の関係者とし、実態把握のためのアンケート調査や聴き取り調査等を実施する。校外からの構成員としてスクールカウンセラー、PTA役員（1名）、学校評議員（1名）、市指導主事（1名）とする。

学校の各種調査結果を踏まえて事案の検討を行う。また、市教育委員会には随時、市指導主事を通じて経過報告が行われるが、市教育委員会から正式な要請があった場合には、その調査・検討の結果を、校長が中心となり報告する。尚、全ての場合において、プライバシーには十分留意し、関係者全員には、守秘義務が課せられるものとする。（

#### （6）調査の進め方

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保【説明事項】として①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果の提供 を説明する。

#### （7）調査方法↓

- ・ 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- ・ 聴き取りやアンケート調査等の実施
- ・ 教職員からの聴き取り
- ・ 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・ 学校以外の関係機関への聴き取り

事実関係の整理をし、必要があれば追加で聴き取り等を実施） 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討 報告書の作成、取りまとめを行う。

#### （8）調査結果の説明・公表

- ・ 調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。調査報告書を公表するか否かについては、学校として、当該事案の内容 や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘 案して判断する。

### 留意事項

#### （1）重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。本校においても年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めていく。

#### （2）チェックリストの活用について

平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用する。

## 8. その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制  
いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。  
一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合、組織的な対処を可能とするため対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (2) 校内研修の充実  
いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また、日常、いじめに関する事案への研修（情報交換）をする学校文化を確立する。
- (3) 児童と向き合う時間の確保  
校務分掌組織統合及び明確化を計り、不要な会議等の精選を行うなど校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価  
体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。また、学校評価の同項目を入れ、関係者評価委員会ではその項目に特化した話題を提言する。
- (5) 地域や家庭との連携について  
学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を日頃から構築する。  
また、そのために学校の教育活動における情報提供を行う。

## 9. いじめ防止指導計画の作成

\* 年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会	事案発生時に緊急対応会議の開催			教員研修	いじめ対策委員会
防止対策	学級開き 保護者会等で啓発		学級懇談会 地域関係者との懇談 ネット防犯教室			
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		いじめアンケート	学校評価	教育相談機関	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策委員会			いじめ対策委員会
	事案発生時に緊急対応会議の開催					
防止対策					学級懇談会	
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		個別懇談 教育相談機関	学校評価	いじめアンケート	教育相談機関
		いじめアンケート				

\*毎月定例の職員会議前において、生徒指導上の課題について情報交換を行う。

\*定例校内員会において、同視点から話し合う。

平成30年11月改訂。

令和2年3月一部改訂

令和3年4月一部改訂

令和4年4月一部改訂

令和7年4月一部改訂